

平成21年3月31日

総務大臣  
鳩山邦夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書

平成21年2月24日付け諮問第3010号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(長期増分費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方
<p>意見1 LRIC接続料は、平成21年度でNTSコストの控除が終了する一方、き線点RT-GC間伝送路コストの段階的な再算入が行われている。平成22年度以降の接続料水準は、トラフィックの減少等と相まって大幅に上昇する可能性があるため、NTT東西においては早期にレガシー系サービスの扱いに関する計画等を明らかにすることが適当であり、その上で、接続料算定の方法やユニバーサルサービス制度の在り方等について総合的な見直しを早急に行うべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 今回申請されたLRIC方式に基づく平成21年度の接続料については、接続料規則に則って適切に行われたものと理解しています。</p> <p>なお、LRIC方式に基づく接続料については、平成17年度から段階的に行われてきたNTSコストの控除が平成21年度で完了する一方、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、当面の間の措置としてき線点RT-GC間伝送路費用の接続料への段階的な再算入が行われています。このため、平成22年度以降の接続料水準は、トラフィックの減少や保守コストの増加と相まって大幅に上昇する可能性があります。</p> <p>現行のLRIC方式の算定モデル(4次モデル)の適用期間は平成22年度までとされていますが、上記の状況を踏まえれば、適用期間中であっても柔軟に算定方法を見直すべきであるため、NTT東・西は早期にレガシー系サービス(音声通話やドライカッパ)の扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにすることが適当です。その上で、公の議論として、NTT東・西のネットワーク全体のコストを見据えて、レガシー系サービスを含む各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサービス制度の在り方等について総合的な見直しを早急に行い、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益を担保する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>○ 今回申請のあった長期増分費用方式に基づく平成21年度の接続料の改定については、本年2月に改正された接続料規則に規定する算定方法に基づき適切に算定されたものと認められるが、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラフィックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、PSTNからの移行については、NTT東西は、平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、上記接続料に係る検討を行う場合は、PSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西においては、必要な情報の積極的な開示が期待される。</p>

<p>意見2 PSTN接続料は、今後上昇基調が明確になることが想定されることから、接続料の上昇を抑制するような施策やNTT東西にコスト削減のインセンティブを働かせる施策等、接続料の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要。なお、FRT-GC伝送路に係るNTSコストについても基本料原価にて回収することを再度検討すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ これまでは、PSTN から 0AB-J IP 電話や携帯電話への移行に伴う PSTN トラフィックの減少等による接続料水準の上昇を NTS コストの基本料原価への段階的移行で吸収していましたが、この段階的移行も来年度で終了することから、PSTN 接続料は今後上昇基調が明確になることが想定されます。</p> <p>また、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」という）は PSTN のマイグレーション計画の公表を 2010 年度まで行わない※こととしており、接続事業者は PSTN サービス等の提供に係る事業計画を構築することが困難な状況にあります。さらに、この一方で、光加入者回線の分岐端末回線単位の接続料設定が実現しないこと等により、FTTH サービス及び 0AB-J IP 電話サービスについては NTT 東西殿の独占が進展している状況です。</p> <p>従って、このような市場環境を踏まえ、PSTN 接続料について適正な原価算定手法(LRIC)に基づき設定されているから問題ないとするのではなく、接続料水準の上昇等による公共的な電気通信サービスに係る利用者利益の阻害を避けることが必要です。このためには、政策的に接続料の上昇を抑制するような施策や NTT 東西殿に対しコスト削減のインセンティブを働かせる施策等、接続料の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要と考えます。また、この検討の際には接続料の在り方だけでなく、ユニバーサルサービスの在り方、基本料の在り方等を含め検討を実施し、総合的かつ抜本的な見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>なお、NTS コストについては、本来全て基本料原価として回収すべきものであり、現状暫定措置として接続料原価に算入されている FRT-GC 伝送路に係る NTS コストについても基本料原価にて回収することを再度検討すべきと考えます。</p> <p>※ サービス創造グループを指して～ブロードバンド・ユビキタスサービスの本</p>	<p>○ PSTN の接続料の上昇については、考え方1のとおり。</p> <p>○ また、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成20年12月付情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」において、平成21年度からの3年間も引き続き、暫定的に接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされたが、当該コストは、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであることに変わりはないことから、上記答申が、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点から判断された点も踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法の見直しの中で、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについて改めて検討を行うことが適当である。</p>

<p>格展開～ (2008年5月13日 日本電信電話株式会社公表) 「PSTN ユーザのマイグレーションについては、(中略)2010年度に概括的展望を公表」 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--